

## 山形県福祉サービス第三者評価事業実施要領

山形県福祉サービス第三者評価事業実施要綱（以下「要綱」という。）第12に基づき、福祉サービス第三者評価事業の実施について必要な事項を次のように定める。

### 第1 認証申請書

要綱第5-2-(1)の申請は、山形県福祉サービス第三者評価機関認証申請書（別紙1）に次に掲げる書類及び要綱第5-3-(1)-ウに掲げる規程等を添えて行うものとする。

- 1 定款、寄附行為等
- 2 法人登記簿謄本又はその写し（6カ月以内のものに限る。）
- 3 第三者評価を受けた事業者からの苦情等への対応の体制に関する規程

### 第2 変更等の届出

要綱第5-2-(3)の届出は、次の届出書によるものとする。

- 1 山形県福祉サービス第三者評価機関認証内容変更届出書（別紙2）
- 2 山形県福祉サービス第三者評価機関廃止届出書（別紙3）

### 第3 組織体制等に関する要件等

- 1 要綱第5-3-(1)-ウ-（ア）の「所属する」とは、評価機関との間で、常勤、非常勤を問わず雇用関係にあること又は委託等の契約を結び評価業務を実施する関係をいう。
- 2 要綱第5-3-(2)-ア-（ア）の「組織運営管理業務」とは、法人等の組織又は法人等の組織内の部署の運営及び管理の統括をする業務をいう。
- 3 要綱第5-3-(2)-ア-（イ）の「福祉、医療、保健分野の有資格者」とは、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、介護支援専門員、社会福祉主事、保育士、保健師、医師、看護師などをいう。
- 4 要綱第5-3-(2)-ア-（イ）の「福祉、医療、保健分野の学識経験者」とは、大学、短期大学、専門学校、高等学校において、福祉、医療、保健分野の教育又は研究を行う者をいう。
- 5 要綱第5-3-(2)-イの「県が指定する評価調査者の研修」とは、社会福祉法人全国社会福祉協議会が主催する「評価調査者養成研修会」若しくは「評価調査者指導者研修会」、社会福祉法人山形県社会福祉協議会が主催する「評価調査者養成研修会」又はこれらと同等の内容で実施していると県が認める研修をいう。

#### 第4 評価調査者が関係する事業者

要綱第6-2-(2)の「自ら関係する事業者」とは、次に掲げる者をいう。

- 1 評価調査者が現在所属する法人又は以前所属していた法人
- 2 評価調査者の4親等内の親族が現在所属し、又は利用している施設を経営する法人

#### 第5 受審証交付申請書

要綱第8の請求は、山形県福祉サービス第三者受審証交付申請書(別紙4)により行うものとする。

附 則 この要領は、平成18年 2月14日から施行する。

附 則 この要領は、令和 3年 8月 2日から施行する。